

令和6年瑞穂町教育委員会第4回定例会 会議録

令和6年4月25日瑞穂町教育委員会第4回定例会が庁舎3階の会議室（3－2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 3人

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第15号 瑞穂町文化賞表彰要綱の一部を改正する告示

日程第 4	議案第 1 6 号	瑞穂町スポーツ賞表彰要綱の一部を改正する告示
日程第 5	議案第 1 7 号	瑞穂町教育基本計画審議会委員の委嘱について
日程第 6	報告事項 1	瑞穂町立小・中学校児童・生徒学校給食費無償化支援実施要綱の制定について
日程第 7	報告事項 2	臨時代理の報告について（瑞穂町立学校における学校給食の申込手続等に関する要綱の一部を改正する告示）
日程第 8	報告事項 3	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について
日程第 9	報告事項 4	令和 5 年度瑞穂町教育委員会後援名義について

開会 午前 9 時 0 0 分

大井教育長 ただいまの出席委員は、4 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年瑞穂町教育委員会第 4 回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 2 8 条の規定により教育長において、3 番、中野委員を指名いたします。

日程第 2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙、記載のとおりでございます。何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

大井教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第 3、議案第 1 5 号、瑞穂町文化賞表彰要綱の一部を改正する告示、日程第 4、議案第 1 6 号、瑞穂町スポーツ賞表彰要綱の一部を改正する告示については関連がまいりますので、一括審議とさせていただきます

が、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長
教育部長

異議なしと認め、一括審議といたします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

議案第15号及び議案第16号につきましては、文化表彰及びスポーツ賞表彰の審査会における各団体からの委員選出条件を見直すため、要綱の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長が説明いたします。

社会教育課長

説明いたします。はじめに、議案第15号でございますが、瑞穂町文化賞表彰審査会において、審査会委員を各団体の会長などの代表者としていましたが、各団体が、より文化賞の表彰者選考に適した人選ができるよう、また、各団体代表者の充て職による負担軽減を図るため、要綱の一部を改正するものでございます。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。改正箇所を説明いたします。要綱第6条を次のように改めます。

第6条、審査会は、次に掲げる団体から選出された者（第5号に掲げるものを除く。）で、教育委員会が委嘱する委員をもって組織します。こちらに記載の第1号、瑞穂町文化連盟、第2号、瑞穂町社会教育委員の会議、第3号、瑞穂町青少年委員会、第4号、瑞穂町町内会連合会、それぞれから1人。そして第5号、前各号に掲げるもののほか、表彰の審査をするために教育委員会が必要と認める者ということでございます。

附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行するものでございます。

続いて、議案第16号でございます。瑞穂町スポーツ賞表彰審査会において、審査会委員を各団体の会長などの代表としておりましたが、各団体がよりスポーツ賞の表彰者選考に適した人選ができるよう、また、各団体代表者の宛て職による負担軽減を図るため、要綱の一部を改正するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。改正箇所を説明いたします。要綱第6条を次のように改めます。第6条、審査会は次に掲げる団体から選出された者で、教育委員会が委嘱する委員をも

って組織します。第 1 号、特定非営利活動法人瑞穂町体育協会、第 2 号、瑞穂町スポーツ推進委員協議会、第 3 号、瑞穂町青少年委員会、第 4 号、瑞穂町社会教育委員の会議。第 5 号、瑞穂町町内会連合会、それぞれの団体から 1 人ずつでございます。

附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

大井教育長
村上委員

これより議案第 15 号及び議案第 16 号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。各母体の会長ではなく、委員の中から適任者を選んで表彰審査会に送り出すということですが、そうすると、選出された委員が母体に対し、今こういうふうに審査がされていますという説明、それをしていただけるようにしないと、会を代表して出てきたところが全般に伝わらないということになると困ります。審査の経緯等について、会への説明責任を果たしていただきたい、そのように思います。

社会教育課長

そのことにつきましては、各団体から今まで長がついてる方が選出され、その長の方々の責任の元に、各団体でのご報告をしていただいたのですが、長がつかない方の選出も想定されますので、審査会委員の推薦にあたっては、長でなくても判断できる方を、また、各団体にきちんと伝達していただくことをお願いしまして、人選を依頼したいと思っています。

大井教育長

ほかにございますでしょうか。ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第 15 号及び議案第 16 号に対する討論を行います。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第 15 号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 ご異議なしと認め、議案第１５号は原案どおり可決されました。続いてお諮りします。議案第１６号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長 ご異議なしと認め、議案第１６号は原案どおり可決されました。

 日程第５、議案第１７号、瑞穂町教育基本計画審議会委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第１７号につきましては、瑞穂町教育基本計画審議会委員金澤恵子氏、松山大作氏が、人事異動等により令和６年３月３１日をもって組織要件を満たさなくなったため、後任として、瑞穂町教育基本計画審議会条例第３条の規定により、次の者を新たに委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

 氏名、高橋一広、塚原郁美、住所及び生年月日等は、記載のとおりです。

 なお、任期は、令和６年４月２５日から令和７年３月３１日までです。

 以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第１７号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長 ご異議なしと認め、議案第１７号は原案どおり可決されました。

 日程第６、報告事項１、瑞穂町立小・中学校児童・生徒学校給食費無償化支援実施要綱の制定について

を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

ご説明いたします。報告事項 1 については、別紙のとおり瑞穂町立小・中学校児童・生徒学校給食費無償化支援実施要綱を制定したので報告するものです。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたします。

学校教育課長

説明いたします。資料を 1 枚おめくりください。

第 1 条は、目的で、昨今の物価高騰及び都市部における教育費の高額化に伴う子育て世帯が抱える不安を解消、子どもたちの健全な成長の支え、町立小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化し保護者の経済的負担を緩和するために、学校給食法第 11 条第 2 項の規定により保護者が負担する学校給食費を無償化することに必要な事項を定めています。

第 2 条は、対象を定義しています。瑞穂町立学校に在籍する児童・生徒で、かつ学校給食法に定める学校給食を受ける児童・生徒の保護者とします。

第 3 条は、町が負担する額を定めるもので、別表に規定しています。別表は、本報告事項の最後のページになります。年額では、小学校低学年が 49,940 円、中学年が 51,810 円、高学年が 53,680 円、中学生が 61,270 円になります。

第 4 条は、無償化の方法を定めるもので、学校給食費を保護者から徴収せず、町が羽村・瑞穂地区学校給食組合に当該学校給食費に相当する額を支払う方法になります。

第 5 条は、委任で、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町教育委員会が別に定めるものとします。

附則の第 1 項は、施行期日を定めるもので、この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

附則の第 2 項は、学校給食費の無償化の実施に伴い、瑞穂町ひとり親家庭等学校給食補助金交付要綱を廃止することを規定しています。

附則の第 3 項は、第 2 項同様に学校給食費の無償化に伴い、瑞穂町就学援助費支給要綱の一部を改正するもので、第 7 条にただし書きを加え、就学援助費の被認定者への支給に代えて、その額を羽村・瑞穂地区学

校給食組合の口座に振り込むものとします。

第7条第2項中「給食費及び校外活動費等」を「校外活動費等」に改めます。

様式第1号及び第2号を改めます。様式第1号は、ひとり親家庭等学校給食費補助金の申請書も兼ねていましたので、その関係する部分を削除等しています。

様式第2号は、給食費の文言がありましたので、それを削除しています。

資料を3枚おめくりいただき、様式第2号の次になります。附則の第4項、瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正をご覧ください。就学援助費同様に給食組合へ振り込むものとします。また、給食費の文言部分を改めています。

様式第2号及び様式第3号は、給食費等の文言がありましたのでそれを削除しています。

以上で説明を終わります。

大井教育長
関谷委員

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

学校給食費が無償化するというのは大変良いことなのですが、瑞穂町と羽村市とで二つの自治体が、一緒になって給食組合を運営しているところで、それぞれが違うやり方になるのですが、その辺でのトラブル防止というか、どのようなすり合わせをしたのかについて伺いたい。

学校教育課長

無償化の実施にあたりまして、瑞穂町でも羽村市でも同様に東京都の補助金を活用して実施していくことになりますが、その段階で、羽村市長と瑞穂町長が給食組合の正副管理者ということで協議を行い、市と町で若干の違いは出てくることになりましたが、それぞれの考え方で、実務を進めていることになっております。

大井教育長

ほかにご質問ありませんか。ないようですので、委員には、さようご了承願います。

日程第7、報告事項2、臨時代理の報告について（瑞穂町立学校における学校給食の申込手続等に関する要綱の一部を改正する告示）についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項2につきましては、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、

承認を求めるものです。学校給食費の無償化に伴い、瑞穂町立学校における学校給食の申込手続等に関する要綱の一部を別紙のとおり改正しましたので報告いたします。

詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長 学校給食費の無償化に伴い、保護者の負担がなくなることから、保護者の支払いに関する部分を改めました。具体的には、本報告事項の最後にある新旧対照表をご覧ください。

各条文にある「保護者又は教職員等」を「教職員等」に改めました。

次に裏面をご覧ください、第12条第2項のただし書きを削除しました。

附則として、この告示は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

大井教育長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員 PTA等で、学校給食の試食会のようなことを行っていました。その場合に、当然食べた人がお金を払うという形だったのですが、この要綱にそれが引かかってくるものなのかどうか。給食費を納めるという点において、条文には保護者も入っていたわけですが、教職員等に改正され、そこに保護者が入らないということになると、今後はPTAの給食試食会等は実施できないということになるのかどうか、お聞きしたい。

学校教育課長 お答えいたします。基本的には児童・生徒が食べる部分に関しての給食費無償化という考えになりますので、保護者等が学校給食の試食会ということで喫食する場合には、そちらは有料での提供ということで、今まで通りの形での実施は可能であると考えております。手続きとしては、学校を通して給食組合にいつ、何人食べますという届出をしていただいて、提供した分の実費をお支払いいただくという形になります。

大井教育長 ほかにご質問ございませんでしょうか。ないようですので、委員には、さようご了承願います。

日程第8、報告事項3、瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項3については、別紙のとおり瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正したので報告いたします。補助金対象事業の追加、一部行事に対する補助額の見直し、その他文言整理のた

め要綱の一部を改正しました。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 本要綱の一部改正につきましては、令和6年3月12日付けで町長決裁を受けまして、令和6年3月28日付けで告示、令和6年4月1日から施行いたしました。

本要綱は、瑞穂町立学校に在籍する児童または生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部または一部を予算の範囲内において補助することによりまして、保護者負担の軽減を図るとともに、学校教育の充実に資することを目的として、平成24年に制定いたしました。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。今回の改正では、中学校で実施する実用英語技能検定に対する補助制度の新設、小学校で実施する移動教室に対する補助額の見直し、その他、文言整理の3点を目的といたしまして行いました。改正箇所を説明いたします。

1点目の英語検定補助につきましては、要綱第2条に、第8号、中学校で実施する実用英語技能検定を受験する生徒の保護者を、第3条別表に、第2条第8号の「受験した級の検定料から1,000円を減じた額」を追加します。これまで、中学校2年生を対象に、検定料全額公費補助として英語検定事業を行ってききましたが、原資となる防衛省の再編交付金が終了することに伴いまして、これに代わる制度として、検定料の一部補助を実施するものです。中学校2年生の生徒が実用英語技能検定を受験する際に、保護者負担額が1,000円となるよう定めています。

2点目の移動教室につきましては、要綱第3条別表の第2条第4号の項中の移動教室3,000円を、移動教室5,000円に改めます。現在、移動教室の旅行代金は、令和元年度から平均1.2倍となっておりまして、町の補助率は、令和5年度では平均7.7%となっています。また、児童1人当たりの移動教室の補助金額は、近隣市町村の中で瑞穂町が最も低くなっています。中学校3年生の修学旅行に対する補助率は平均15%程度であることから、移動教室でも同程度の割合とするため、補助金額の見直しを行ったものです。

3点目の文言整理につきましては、要綱第3条別表の第2条第4号の項中の東京英語村をTOKYO GLOBAL GATEWAYに改めます。立川市にあります、体験型英語学習施設の正式名称制定に伴いまし

て、改正するものです。

附則として、この告示は令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

大井教育長

以上で説明が終わりました。何か質問はございませんでしょうか。

日野委員

小学校の移動教室の補助金が増額するということですが、例えば臨海学校や林間学校、スキー教室、修学旅行は据え置きなのかどうなのか、お聞きしたい。

教育指導課長

その他の宿泊を伴う料金の補助については、据え置きです。

日野委員

正式には聞いてはいないのですが、瑞中と二中でスキー教室を実施するとかしないとか、ちょっと違いが出ているみたいな話を聞いたことありますが、その辺りというのは、実施すれば補助金が出て、実施しなければ基本的に補助金は無しと、今後そういう予定になるのかどうかお伺いしたい。

教育指導課長

中学校のスキー教室の補助につきましては、昨年度要綱の改正をいたしました。スキー教室以外の宿泊を伴う行事についても補助ができるというように、学校の裁量、指導計画に基づいて実施できるように改正したものです。

村上委員

実用英語技能検定について、今まで全員が受けていたものが、原資がなくなるということで、希望者のみという形になります。その時に、どの程度の希望者がいるのか、希望者が余りにも少ないようであれば、どのようにして検定に向けて頑張ってもらうかとか、そういう工夫が必要になってくるのかなと思います。やり方が変わり、これからどういうふうに変化があるのか、その変化の状況を見ていただきたいなと思います。

教育指導課長

状況の変化、応募者の変容については注視して参ります。また、全員受験から希望者に切り換えた要因の一つとして、中学校で英語スピーキングテストが導入されまして、それが1年生、2年生でも実施されるということです。そちらもやるからには、有効に活用していきたいなと考えているところです。

大井教育長

ほかにご質問ありますか。ないようですので、委員には、さようご了承願います。

日程第9、報告事項4、令和5年度瑞穂町教育委員会後援名義についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項４については、令和５年度における瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可について報告するものです。令和５年度瑞穂町教育委員会後援名義使用一覧をご覧ください。後援名義の使用を許可したのは、教育指導課３件、社会教育課９件、合計１２件になります。なお、事業名、主催団体、実施時期、実施場所及び実施目的については、表に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

大井教育長 説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、委員には、さようご承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて令和６年瑞穂町教育委員会第４回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前９時３１分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員